

令和4年8月1日

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会 殿

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請書

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解・御配意を賜りまして、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまで最も高い感染レベルを更新し続けており、全ての都道府県で前回の感染拡大を大きく超え、急速な感染拡大が継続しています。現在主流となり、置き換わったと推定されるオミクロン株のBA.5系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されるため、感染者数の増加要因となります。多くの地域で新規感染者数の増加が続くこと、あるいは少なくとも横ばいが見込まれ、また全国的には今後過去最多を更新していくことも予測されるため、医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもって注視していく必要があります。

こうした中で、本年7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療・検査医療機関のひつ迫回避に向けた対応」を決定し、医療のひつ迫を回避するための対策を確実に実施していくこととなりました。

貴団体におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症に係る当省からの度重なるお願ひについて、その趣旨を御理解いただき、会員などへの周知啓発にご尽力をいただいたところですが、直近の感染状況等に鑑み、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、以下の点について、改めて会員等に対して、広く周知啓発いただけますようお願ひ申し上げます。

記

一 従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要のない限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自らMy HER-SYSで取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※ 有症状の場合は 10 日間、無症状の場合は 7 日間。

三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるることとし、真に必要のない限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱としている。

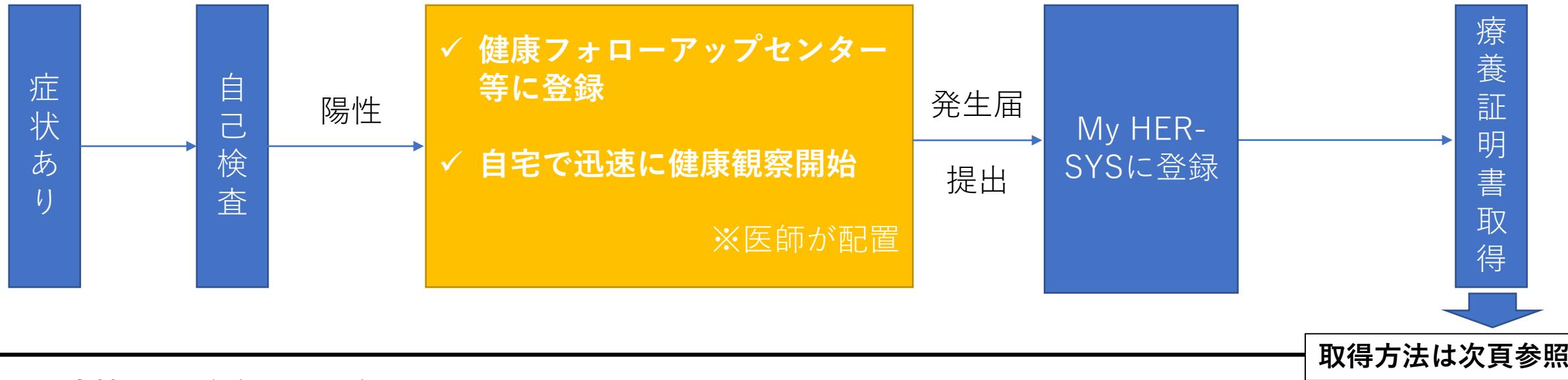
農林水産省農林水産技術会議事務局長

有症状者が陽性となった場合の流れ（軽症者・自宅療養）

1. 医療機関を受診せず健康フォローアップセンターを活用する場合

千葉県、東京都（検討中）、神奈川県、大阪府（検討中）、沖縄県

※順次実施されるため、自治体の最新の情報をご確認下さい。



2. 医療機関を受診する場合



My HER-SYSで療養証明書を表示する場合の方法

～検査を実施し自治体の健康フォローアップセンター等で感染者として登録された方が表示されます～

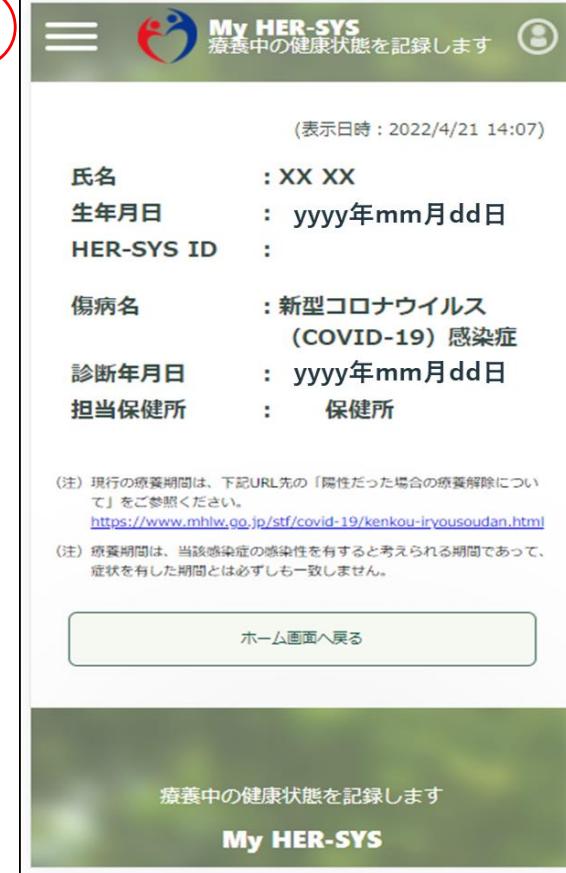
①



②



③



①メールアドレスとパスワードを
入力し、My HER-SYSにログイン。
新規登録がお済みではない方は
新規登録からご利用ください。

②対象者が療養証明書を表示したい方の
名前になっているかを確認し、
「**療養証明書を表示する**」をクリック。
※日本語以外の言語には対応しておりません。

③療養証明書が表示されます。
内容を確認し、不明点等ある場合は
担当保健所までお問い合わせください。

My HER-SYSで取得した療養証明書のサンプル

自宅等で療養を開始する際に事業所等から検査の結果を証明する書類の提出を求められた場合は、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類ではなく、本証明書を活用していただくようお願いします。

3



My HER-SYS
療養中の健康状態を記録します

(表示日時 : 2022/4/21 14:07)

氏名	: XX XX
生年月日	: yyyy年mm月dd日
HER-SYS ID	:
傷病名	: 新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症
診断年月日	: yyyy年mm月dd日
担当保健所	: 保健所

(注) 現行の療養期間は、下記URL先の「陽性だった場合の療養解除について」をご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html>

(注) 療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であって、症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

ホーム画面へ戻る

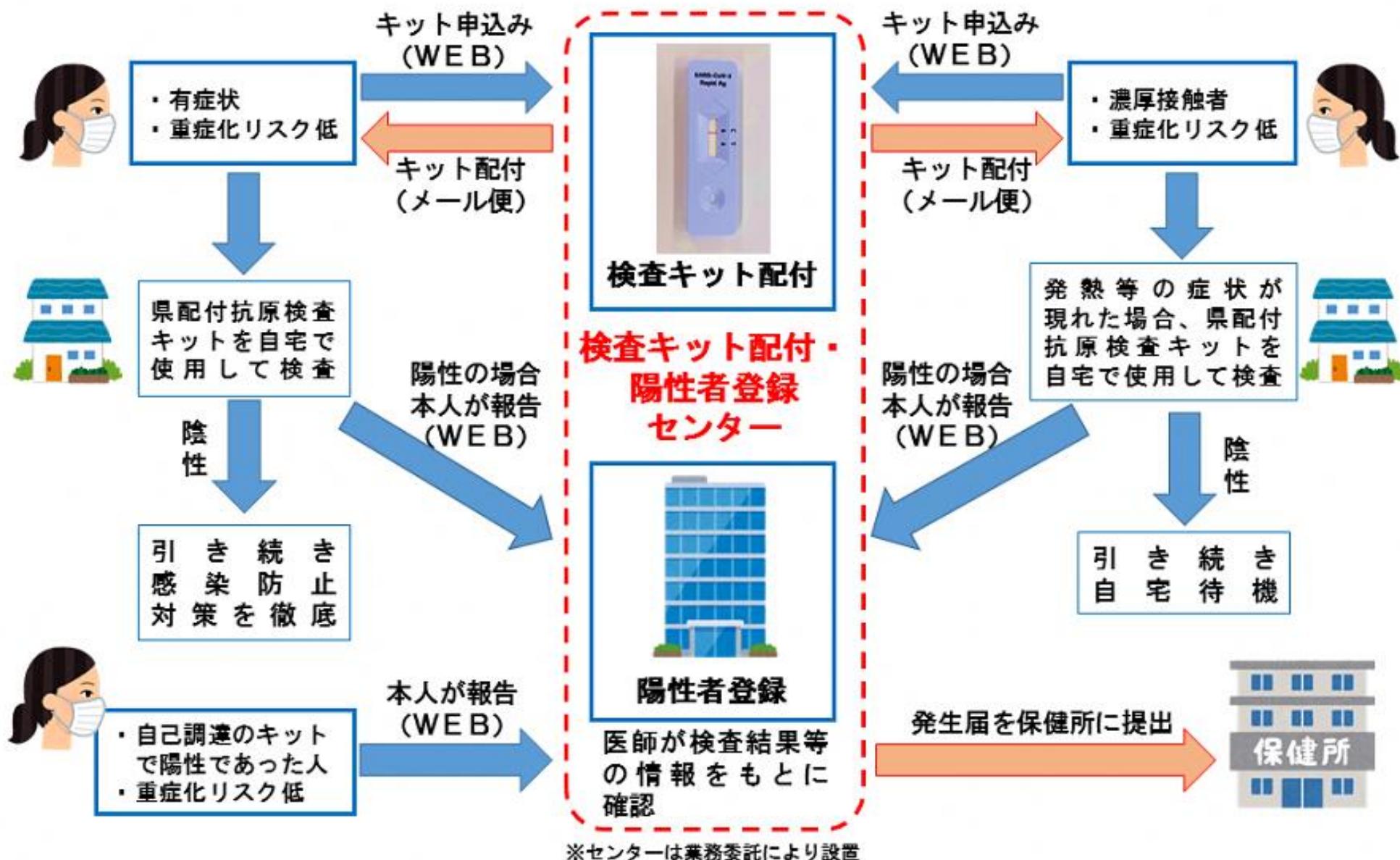
療養中の健康状態を記録します

My HER-SYS

参考資料

(健康フォローアップセンターを活用した事例)

検査・登録等のスキーム図（概略）



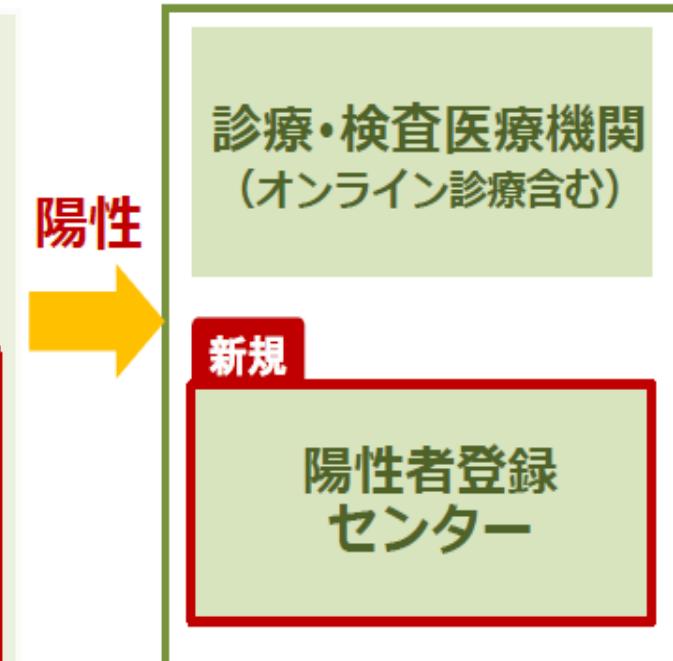
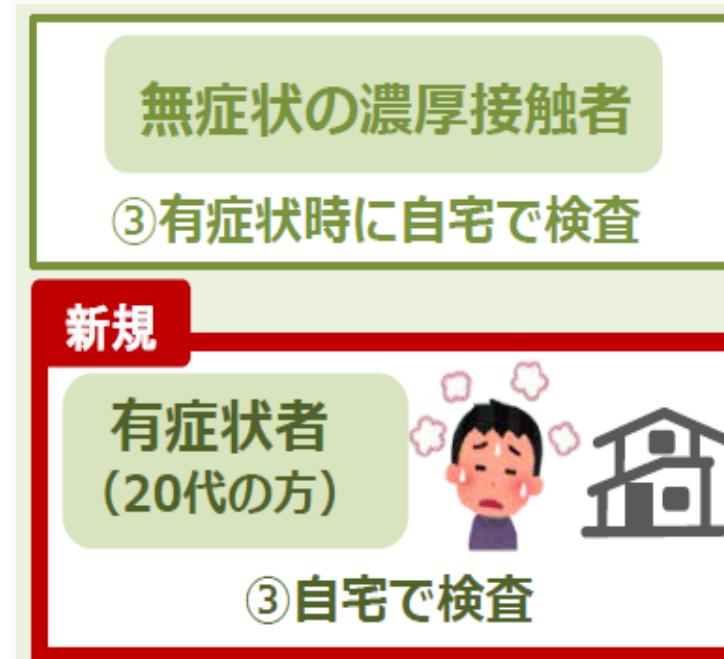
有症状者への検査キット配布について

- ✓ 現在実施中の濃厚接触者への抗原定性検査キット配布について、
配布対象を有症状者に拡大し、発熱外来受診前などに自ら検査を実施
- ✓ 感染拡大に伴う検査・受診の集中を緩和し、有症状者の検査機会を確保
- ✓ 8月1日受付開始、当初は20代から開始し、順次拡大

概要



- ①WEBサイトにて申込
- ②自宅へ配達

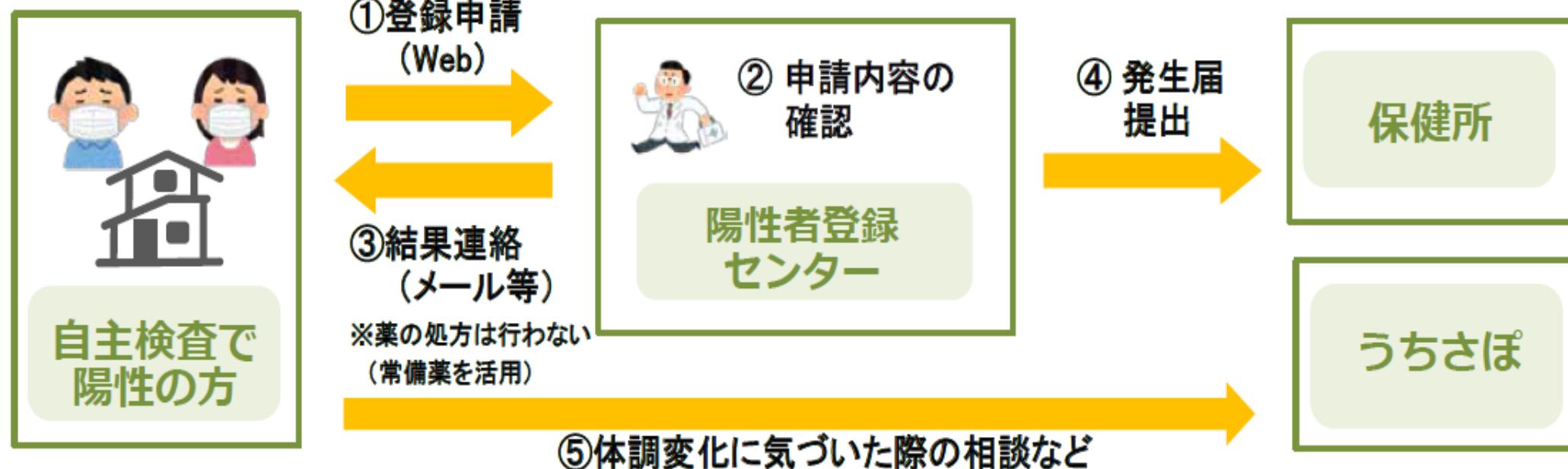


※医療機関での検査キット配布も
実施（調整中）

陽性者登録センターの設置について

発熱外来等の負荷軽減及び迅速な陽性判定が可能となる体制を構築

- 自宅等での**自主検査**で陽性が判明した方が、**陽性者登録センター**に申請
- 同センターが**発生届**を提出し、うちさぽ東京が**健康観察**をサポート
- **8月3日開始**、**当初は20代**（重症化リスクなし）**から開始**し、順次拡大





新型コロナウイルス感染症に感染された方は 「自主療養届出制度」を選びます

2022年7月時点で、再び新型コロナウイルスの県内での感染が広がっています。若い方や基礎疾患のない方は重症化の可能性が低いことが分かってきた一方、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染が徐々に広がっていることから、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供したいと考えております。そこで、重症化リスクの低い方で抗原検査キットや無料検査で陽性が判明した場合は、医療機関の診断を待たずに、自ら療養を行い県の健康観察のアシストを受けるシステムを構築しました。ご理解、ご協力をお願い致します。

自主療養の詳細はこちら



医療機関を受診せずに療養開始



健康観察をシステムがアシスト



自主療養を証明する書類を発行*

*お勤め先や学校等に療養開始を証明する「自主療養届」と、一部の民間保険会社の保険金請求に使う「療養証明書（自主療養専用）」を発行できます。

自主療養は簡単3ステップ

- 1 自主療養届出システムにアクセス
- 2 Webフォームに必要事項を記入
- 3 入力したその日から自主療養を開始

自主療養中は、LINE等による健康観察を受けられます。体調が悪化した場合は療養開始時にお伝えする連絡先にご相談頂けます。

自主療養の対象者は、2歳～39歳の方や40歳から64歳まで重症化リスク因子*がない方で、妊娠していない方です。
対象とならない方は、医療機関を受診して医師の診断を受けてください。

*重症化リスク因子…慢性呼吸器疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肥満（BMI30以上）、免疫低下状態、悪性腫瘍、ワクチン2回接種を終えていない、心血管疾患、肝硬変を指します

大規模感染による発熱外来ひっ迫時における診療・検査医療機関受診対象重点化について

検査・発熱外来体制の現状

- 診療・検査医療機関数の増加(5月10日時点2,439施設→7月19日時点2,663施設)を図っているものの、医療機関における検査キャパシティの限界に近い状況
<参考>第6波における最大検査数:約36,000件(1月31日)、検査体制整備計画【改訂第3版】における推計能力:42,000件(5月11日時点)、最大検査数:44,047件(7月21日)
- 1日に200人を超える発熱患者からの受診希望を受ける病院があるなど、医療機関における発熱外来が極めてひっ迫。

-
- 今後も検査需要の増大が想定され、医療機関の発熱外来体制の更なるひっ迫が懸念。
 - 重症化リスク因子を有する方や他疾患との鑑別や入院トリアージが重要な乳幼児・小児等の優先診療体制が必要。

※重症化リスク因子：65歳以上の高齢者、BMI30以上、慢性腎臓病、糖尿病、免疫抑制状態、心血管疾患、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いているなど

今後の対応

大規模な感染拡大や発熱外来のひっ迫が継続する期間において、**診療・検査医療機関の受診対象を可能な限り重点化**
→医療機関の外来体制のひっ迫を最大限に抑えるとともに、重症化リスク因子のある方等の受診機会を確保

方針

<お盆期間を含む8月中を目途>

①

症状がない方は、診療・検査医療機関は受診せず、無料検査事業所で受検

20～40代の軽症者の中、重症化リスク因子に該当する基礎疾患がない方等^(※)については、できる限り
診療・検査医療機関の受診を控えていただく

※ワクチン未接種（ワクチン接種が1回のみの場合を含む）の方を含む

②

府の対応

診療・検査医療機関等の外来を受診せず、
 検査・確定診断が可能となる体制を検討

陽性

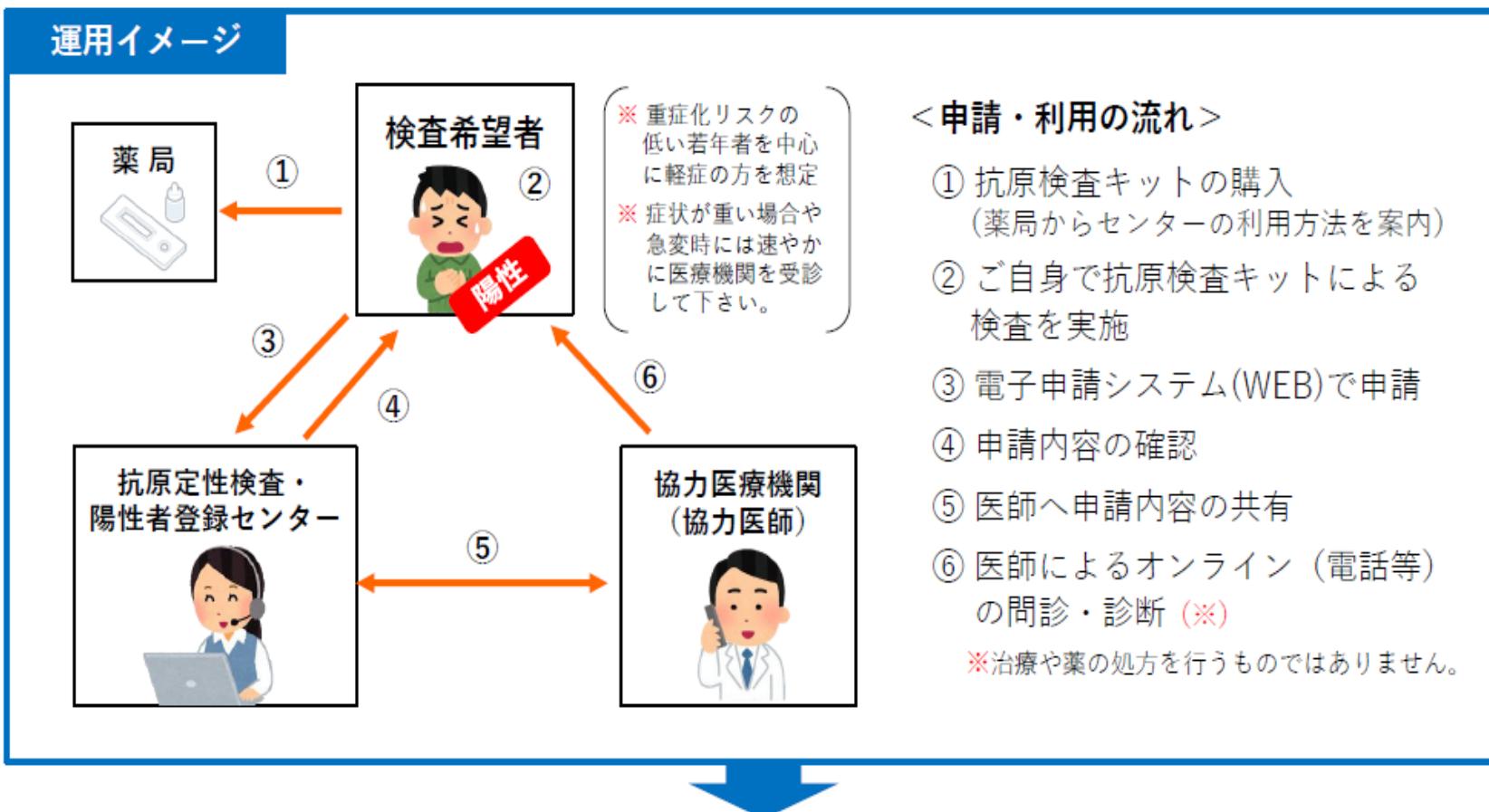
治療を要する場合、**オンライン診療による治療・
 薬剤処方や自宅待機SOS（相談窓口）**を充実

③

発熱や咳のみ等、軽症の場合は救急車の利用を控えていただく。また、陽性確定前は新型コロナ受診相談センター又は
 近隣の診療・検査医療機関に、陽性確定後、自宅療養中の場合は自宅待機SOSに相談

抗原定性検査・陽性者登録センターイメージ

検査や受診に時間要する状況を踏まえ、症状のある方が自ら実施した医療用抗原検査キットの結果が陽性となった場合に、直接医療機関を受診せず、電話等による医師の問診・診断が受けられる体制を整備。

**効果**

- 各保健所又は自宅療養健康管理センターによる迅速な疫学調査や健康観察等のケアに繋げる。
- 検査体制のひっ迫による発熱外来を行う医療機関への患者の集中を防ぎ、負担軽減を図る。



医療用抗原検査キットを使用し陽性となつた方へ

～抗原定性検査・陽性者登録センターのご案内について～

沖縄県では、症状のある方が自ら実施した抗原検査キットの結果が陽性となつた場合に、オンライン（電話等）による医師の問診が受けられる体制を整備しました。これにより、直接医療機関を受診せずに新型コロナウィルスの診断を行い、その後の速やかな健診観察等のケアに繋げることができます。

【ご利用・申請の流れ】

【手順1】ご自身で抗原検査キットによる検査を実施（ご不明な点は購入薬局にお問い合わせ下さい）

※ 医療用抗原検査キットの販売業者は、沖縄県薬剤師会HPの「お知らせ欄」よりご覧下さい。

＜陽性の場合＞

次の【手順2～4】に従い、申請等を進めて下さい。

＜陰性の場合＞

あくまで検査時点の結果となります。偽陰性（誤って陰性と判定）の場合もありますので、引き続き対策をお願いします。

【手順2】電子申請システム（WEB）にて申請

□ 右のQRコードから「医療用抗原検査キットを本人の①基本情報（氏名、生年月日及び連絡先など）、②現在の症状、③基礎疾患の有無、④使用した検査キット種類等を選択・入力して下さい。

□ また、国が承認した医療用抗原検査キット及び検査結果が陽性であることを確認させて頂くため、⑤使用した検査キットの種類（商品名）、⑥検査の結果（判定ライン）が確認できる写真、⑦本人確認ができる身分証（運転免許証、健康保険証など）の画像を添付して下さい。



受付WEBサイト

受付イメージ (製品名)

受付イメージ (判定ライン)

【手順3】申請内容の確認、電話問診時間の事前連絡

□ センター事務局より、申請内容の確認及び電話問診の予定時刻をお知らせします。

【申請・受付完了】

【手順4】医師による電話問診

□ 医師により、申請時にご記入頂いた連絡先にご連絡し、電話による問診を行った上で診断を行います（※本サービスは新型コロナウィルスの診断を行うもので、治療や薬の処方を行うものではありませんので、あらかじめご了承下さい）。



【医師による診断後の対応について】

翌日以降、各保健所又は自宅療養管理センターから、疫学調査や健康観察などの各種ご案内について、SMS（ショートメッセージ）又はお電話によりお知らせします。自宅療養となつた場合には、引き続き外出を控えて下さいますようご協力をお願いします。

※ 自宅での療養中に「顔色が明らかに悪い」「急に息苦くなった」などの状態悪化の兆候を認めるときや、症状から緊急性が高いと判断される場合は迷わず救急車（119番通報）を要請してください。

沖縄県抗原定性検査・陽性者登録センター 【問合せ受付時間】10時～17時（土日・祝祭日含む）

TEL：080-6488-2381、080-6488-2382（申請者専用ダイヤル）

事務連絡
令和4年8月1日

各府省庁
各外局

御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に
対する配慮に関する要請について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまでで最も高い感染レベルを更新し続けており、医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもつて注視していく必要がある。

こうした中で、令和4年7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療、検査医療機関のひつ迫回避に向けた対応」が決定され、療養開始時の検査証明を求めることが徹底を要請することなどが示されている。

本決定の趣旨を踏まえ、各府省庁及び各外局においては、下記の内容について、所管団体及び独立行政法人等への要請を依頼する。

記

一 従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めること。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要のない限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないとされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めるここと。

※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間。

三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるることとし、真に必要のない限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱としている。

病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応

令和4年7月29日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 病床のひっ迫回避に向けた対応

（1）病床等の確保・稼働

昨年取りまとめた「全体像」の最大確保病床・ベッド数約5万の全面的な稼働に向けて、フェーズ引上げによる病床等の即応化を進める。

病床を補完する役割を担う「臨時の医療施設」等の整備や高齢の患者に対応した機能強化を図る。

（2）入院対象者の適切な調整

入院対象者について、症状の程度にリスク因子を加味する等して、重症者をはじめとする入院治療が必要な患者が優先的に入院できるよう調整を図る。

（3）高齢者施設等における医療支援

入所者に陽性者が発生した施設等に対する①連絡・要請から24時間以内に感染制御・業務継続支援チームを派遣できる体制の稼働、②全ての施設等において必要な場合に医師・看護師による往診等の医療支援を要請できる体制の確保を図る。

（4）病床の回転率の向上（転院・退院支援等）

①高齢の患者の転院・退院先となる後方支援病院等の確保・拡大、②療養解除基準を満たした患者の転院調整、③早期退院の判断の目安を4日とすること（※）の周知等の徹底を図る。

※ 入院から4日目以降に中等症Ⅱ以上となった患者は極めてまれであるという知見に基づくもの。

2. 診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）のひつ迫回避に向けた対応

（1）発熱外来自己検査体制の整備

7月21日に全国の都道府県等に発熱外来自己検査の体制を整備するよう要請を行った。

① 抗原定性検査キットの供給体制の強化

発熱外来ひつ迫への対応として、国が抗原定性検査キットを買い上げて都道府県に配付（※）を行う。都道府県等への個別の支援も行いながら、体制の整備を進める。

薬局で抗原定性検査キットが入手しやすくなるよう、卸の流通在庫を増やすために国が調整支援を行う。

※ 第1弾：約1200万回分、第2弾：約1200万回分（予定）

② 発熱外来を経ない在宅療養の仕組みの先行事例の横展開

健康フォローアップセンター等に医師を置く等した上で、発熱外来を経ずに自己検査の結果を都道府県等にWEB等で登録することで、在宅療養とする仕組みを周知し、発熱外来に負荷をかけることなく療養者を迅速に支える好事例（例えば、東京、神奈川、沖縄等における取組等）を横展開する。

（2）療養開始時の検査証明を求めることの徹底

職場等において、療養開始時に発熱外来での検査を求めることを要請する。併せて、My HER-SYSの画面提示により、療養開始の証明ができる旨の周知を図る。

※（1）（2）のほか、発熱外来の公表が遅れている都道府県への働きかけを強化する。